

別紙7 サービス対価の改定

1. 運営権事業におけるサービス対価

(1) 対価の改定

ア 経営の対価（計画関連業務等）（対価 A-1-1）の改定

本対価については、当該業務に対する国庫補助が事業者の想定通りに得られなかった場合には、事業者は提案された業務内容を変更（中止を含む）することができ、それに伴って市は事業者に対して対価の支払いを減額又は中止することができる。

市と事業者の間の協議により、対象業務の実施年度の前々年度において業務内容と市が事業者に対して支払う相当額を仮決定し、国庫補助金の交付決定後に、業務内容と市が事業者に対して支払う相当額を決定する。

イ 経営の対価（事務支援業務等）（対価 A-1-2）の改定

本対価については、物価変動等があった場合は、後述するように、人件費相当額の指標で見直しを行う。

ウ 汚水管渠運営の対価（対価 A-2）の改定

(7) 物価変動等に伴う改定

本対価については、物価変動等があった場合は、後述するように、人件費相当額の指標で見直しを行う。

エ 終末処理場運営の対価（対価 A-3）の改定

(7) 物価変動等に伴う改定

本対価については、物価変動等があった場合は、後述するように、A-3-1（維持管理運営業務費相当額（人件費相当額））は人件費相当額の指標で、A-3-2（維持管理運営業務費相当額（物件費相当額））は物件費相当額の指標で見直しを行う。

(1) 需要変動に伴う改定

本対価については、原則として汚水処理量の変動による改定は行わない。

ただし、市または事業者は、下水道事業に関する制度改正があったり、当初計画が実態と大きく異なったりした場合には、改定について協議を行うように相手方に対して求めることができる。

(2) 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取扱い

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び関連法令の変更に伴い、消費税及び地方消費税率が変更された場合（平成 31 年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税率の 8%から 10%への引上げが変更された場合を含む）、市は、当該変更の内容（経過措置を含む。）に従い、対価の支払に係る消費税及び地方消費税分の改定を行うものとする。

(3) 対価の減額等

市は、本事業の各業務に対してモニタリングを行い、各業務の実施内容が要求水準（要求水準を超える提案を含む。）を達していない、又は達しないおそれがあると判断した場合には、事業者に対し、改善指示を行うほか、対価の減額等の措置を講ずることができる。

詳細については、「別紙 モニタリング基本計画（案）」を参照すること。

2. 業務委託におけるサービス対価（対価 B-1～5）

(1) 対価の改定

ア 物価変動等に伴う改定

事業者は、積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）により対価の内容を明示すること。

各対価については、毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額を改定する。

人件費については高知県土木部が公表している人件費単価で見直しを行う。

その他の費用については、高知県土木部が公表している単価を採用している場合には、当該単価で見直しを行う。また、同部の単価を採用していない場合には、市と事業者の間で協議を行い、改定内容を決定する。

事業者は、再計算が容易な形式で積算内訳表を作成するとともに、採用する単価の根拠（出典）を明示すること。

別紙 1 対価の改定方法（運営権事業におけるサービス対価）

1. 改定方法

改定にあたっては、2. の計算方法に基づき各年度 4 月 1 日以降の対価を改定する。なお、改定率に少数点以下第四位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

物価改定は 1 年に 1 回とする。

2. 平成 N 年度の改定方法

平成 N 年度の本対価は、平成 (N-1) 年 9 月の指標と平成 X 年 9 月に使用した指標とを比較して 1.5% 以上の変動があった場合、平成 (N-1) 年 9 月の指標と平成 X 年 9 月の指標に基づいて設定した改定率を乗じて改定する。

ただし、市または事業者は、供用開始の 5 年後、10 年後、15 年後において、市と事業者との間で 1.5% の改定ラインの見直しについて、協議を行うよう相手方に求めることができる。

計算式は、以下のとおりとする。

$$Bn' = Bn \times \text{Index } N-1 / \text{Index } X$$

ただし、 $|\text{Index } N-1 / \text{Index } X - 1| \geq 0.015$ となる場合に改定を行う。

Bn' : 改定後の N 年度の対価

Bn : 改定前の N 年度の対価

(改定が行われた場合は、前回改定時の対価)

(初回の改定が行われるまでは、事業契約締結時の対価)

Index N-1 : N-1 年 9 月の指標

Index X : 前回の対価改定時に使用した指標

(初回の改定が行われるまでは、契約締結日の属する年度の 9 月の指標)

Index N-1 / Index X は、小数点以下第 4 位を切り捨てる。

3. 使用する指標

本対価の改定にあたって使用する指標は次のとおりとする。

項目	対象費用	使用する指標
A-3-1	人件費相当額	毎月勤労統計調査・賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与（調査全産業、一般労働者 30 人以上）
A-3-2	物件費相当額	企業物価指数 ・国内企業物価指数 総合 仮

なお、使用する指標が廃止されたり、社会環境の変化等により適切でなくなった場合には、市と事業者の間において、指標の変更について協議することができる。